

質 問 回 答 書

番号	質 問 事 項	回 答
1	財源である「就学前教育・保育施設整備交付金」につきまして、事業者負担の割合は 1/4 という認識で相違ないでしょうか。	現在国が出しております令和 8 年度の要綱上では事業者負担割合は対象経費の 1/4 となっております。また、あくまでも対象経費に対する補助であり、外構工事費等の対象外経費は 100%が事業主負担となる点もご承知おきください。
2	賃貸物件を改修して設置する場合、「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」内の「保育所等改修費等支援事業」は活用できますでしょうか。	賃貸物件の場合、「就学前教育・保育施設整備交付金」の対象とならないため、「保育対策総合支援事業費補助金」の「保育所等改修支援事業」を活用し、一部補助を行います。この場合、事業者負担は対象経費の 1/4 となります。補助基準額は定員数によって異なります。補助基準額を超える部分は、全額事業者負担となります。
3	上尾市の保育所運営に係る運営費補助について、「上尾市保育所補助金交付要綱」以外に対象となる補助要綱がございましたらご教示いただきたく存じます。	その他はございません。
4	応募書類の様式はいつ頃ホームページに掲載される予定でしょうか。	応募書類は事前協議を終えた事業者様に個別にお渡しいたします。まずは事前協議をしていただきますよう、お願いいたします。
5	代替園庭の場合、代替園庭設置にかかる基準（施設から 10 分以内等）がありましたらご教示ください。	埼玉県の「埼玉県保育所設置認可基準」第 3 「認可申請に係る審査等」の 6 「屋外遊技場（園庭）に関する要件」に代替園庭に関する基準が記載されております。この中では、 ・児童の徒歩圏内であること ・児童の移動の安全が確保されていること ・汚染物質の存在、落下物等の危険、転落防止措置が施されていない池沼の存在、その他保育を置こうにあたり不適切な要素がないこと ・優先的な使用権限を持つこと が記載されております。
6	『評価項目【事業概要（運営面）】連携施設』について、ここでの連携施設とはどのような施設を指していますでしょうか。	申し訳ございません。当該内容については誤りでございます。当該箇所を削除した評価項目を改めて掲載いたします。
7	駐車場・駐輪場の設置について、必須条件や基準・想定台数等はございますでしょうか。	駐車場・駐輪場の設置に関する基準はございませんが、開設後の保護者等利用者の利便性及び路上駐車による近隣住民への影響がないこと等を考慮し、適切な台数を設けることが望ましいと考えます。